

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構  
防災業務計画

令和5年10月

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

# 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構防災業務計画

## 目次

- 第1章 総則
- 第2章 災害対策に関する組織
- 第3章 災害復旧に対する支援
- 第4章 事前対策
- 第5章 雑則

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第39条第1項並びに南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条第1項及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第6条第1項の規定に基づき、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）が地震、津波、風水害等の災害に対処するために必要な事項を定め、もって迅速かつ適切な災害対応の遂行に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この計画において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 鉄軌道施設 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）に基づく鉄道施設及び軌道法（大正10年法律第76号）に基づく軌道施設をいう。
- 二 被災鉄軌道施設 鉄軌道施設のうち、災害の発生により被害が生じている施設をいう。
- 三 鉄軌道事業者等 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）に基づく鉄道事業者（以下「鉄道事業者」という。）、軌道法（大正10年法律第76号）に基づく軌道経営者（以下「軌道経営者」という。）及び地方公共団体をいう。
- 四 被災鉄軌道事業者等 鉄軌道事業者等のうち、被災鉄軌道施設を使用又は保有している者をいう。

(基本方針)

第3条 本計画の実施に当たり、機構は、国、鉄軌道事業者等その他の関係機関（以下「関係機関」という。）と相互に連携を図りながら、社会情勢の変化等に十分配慮しつつ、災害対応を遂行するものとする。

## 第2章 災害対策に関する組織

(準備室の設置)

第4条 国土交通省より被災調査支援活動の要請を受けた場合は、機構に災害対策支援本部準備室（以下「準備室」という。）を設置するものとする。ただし、準備室の設置前に第6条の規定に基づく災害対策支援本部（以下「支援本部」という。）を設置することとした場合は、この限りではない。

(準備室の事務)

第5条 準備室は、国土交通省より被災調査支援活動の要請を受けた鉄道施設の被害状況の情報収集、把握その他必要な事務を行うものとする。

(支援本部の設置)

第6条 機構の理事長は、被災鉄軌道事業者等における被災鉄軌道施設の災害復旧等に向けて必要があると認めるときは、機構に支援本部を設置するものとする。

(支援本部の事務)

第7条 支援本部は、第8条の規定に基づき被災調査支援活動を実施する場合において、機構が派遣した職員に対する指揮命令、後方支援その他必要な事務を行うものとする。

## 第3章 災害復旧に対する支援

(被災調査支援活動の実施)

第8条 機構は、被災鉄軌道事業者等における被災鉄軌道施設の災害復旧等を支援するため、国土交通省からの要請に基づいて被災鉄軌道事業者等有す

る路線の存する地域に職員を派遣し、次の各号に掲げる支援活動（以下「被災調査支援活動」という。）を実施するものとする。

- 一 被災概況把握（被災鉄軌道事業者等が有する路線における現地踏査等の実施を通じた被災の概況把握及び二次災害の発生防止に対する技術的助言の実施をいう。）
- 二 被害状況調査（個別の被災鉄軌道施設に対する被害状況の調査及び被災鉄軌道事業者等が行う応急復旧対策に対する技術的助言の実施をいう。）
- 三 復旧早期化支援（被災鉄軌道施設の復旧等に向けて追加的に実施するべき調査及び恒久復旧対策に対する技術的助言の実施をいう。）
- 四 前三号に掲げるもののほか、被災鉄軌道施設の復旧等に向けた支援のため必要な事項

（南海トラフ地震臨時情報及び北海道・三陸沖後発地震注意情報に基づく対応）  
第9条 機構は、気象庁から南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）若しくは北海道・三陸沖後発地震注意情報が発令されたときは、関係機関と情報収集や伝達を行い、被災調査支援活動の実施に備えるものとする。

#### 第4章 事前対策

（災害の発生に対する備え）

第10条 機構は、災害の発生に備え、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- 一 関係機関と連携した情報の収集及び共有
- 二 災害の発生により被害が生じている鉄軌道施設の有無及び被災鉄軌道施設の被害状況を把握するための連絡体制の整備
- 三 被災調査支援活動員（機構が国土交通省からの要請に基づいて被災鉄軌道事業者が有する路線の存する地域に派遣する職員をいう。）の事前任命
- 四 被災調査支援活動の実施に要する資機材の確保
- 五 職員に対する教育、周知及び訓練の実施

#### 第5章 雑則

（計画の修正）

第11条 この計画は、被災調査支援活動の実施状況その他の災害対策に関する諸般の事情を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

(計画の実施に関し必要な事項)

第12条 前各条に定めるもののほか、この計画の実施に関し必要な事項は、内規でこれを定める。

附則

この計画は令和5年10月12日から施行する。